

留学生のための情報倫理教育 —異文化間の規範意識を超えて—

湯下 秀樹^{†1†2} 江見 圭司^{†2} トム 忍足^{†2}

概要：暗黙の善悪が通じる日本人に対しての情報倫理教育と違って、異文化間の規範意識を前提とする留学生に対する情報倫理教育の実践を目指した。古典を用いるという教育手法によって、普遍的な情報倫理の諸問題を理解させる実践を行い、ある程度の成果を得た。

キーワード：情報倫理，留学生，異文化，規範意識，古典

Education of Computer Ethics For Foreign Students - Beyond normative consciousness among cross cultures

HIDEKI YUSHITA^{†1†2} KEIJI EMI^{†1†2} TOM OSHIDARI^{†1}

Abstract: Unlike computer ethics education for Japanese who are implicitly familiar with good and evil, we aimed at practicing computer ethics education for foreign students presuming intercultural norm consciousness. We have practiced to understand the various problems of universal computer ethics by educational method using classics, and have gained some outcomes.

Keywords: computer ethics, foreign student, cross culture, normative consciousness, classics

1. はじめに

1.1 情報倫理

筆者は、2010年以來、情報系の専修学校京都コンピュータ学院において「情報倫理」を担当してきた。1 Semester 15回のうちの前半で基礎的なバックグラウンドの学習として、情報や技術の特質について論じつつ、情報化社会論の紹介を行い、「倫理とは何か」として規範倫理学の基本的な議論の紹介や法規範の特質などについての説明も行った。一方、後半で情報化社会[1]における倫理問題として、以下のような問題設定を行って具体的な問題について論じることとした[2]。

「私（プライベート）／公（パブリック）」

主にネット上での表現の問題を扱う[3]

「情報の共有／独占」

主に知的財産権をめぐる問題を扱う

「情報の公開／保護」

機密情報や個人情報の取り扱いの問題を扱う

「人間／テクノロジー」

エンジニアの倫理や AI などの情報系技術の問題を扱う[4]

このように前半に基礎的な学習を盛り込むようにした理由は、単に所与のルールである現行法の解説や、根拠の明らかではない社会規範や個人的モラルに基づく説明に終始することを避け、情報とは何か[5]、技術とは何か、倫理とは何か[6]、法とは何か[7]といった点を授業内で触れることを通じて、将来はその大半が IT 系技術者となる京都コンピュータ学院の学生に対して、自ら考えるための教養を身につけさせる機会としたいとの思いからである。

1.2 留学生のための「情報倫理特論」

2014年度から専修学校京都コンピュータ学院の関連校である京都情報大学院大学で、筆者とともに「情報倫理特論」として同様の授業を、担当することとなった。基本的には同様の科目構成とし、専門職大学院であることから、多少高度な内容を加味するとともに、議論の機会を増やすように考えた。また「情報倫理特論」においては、主に京都情報大学院大学に在籍する留学生に対して、日本での学生生活において著作権法などの法令に違反する事態に陥らぬように解説を行う機会を設けるという目的が存在した。「法の不知は害する」という法諺もあるように、法令違反をした場合、日本の法規範を知らなかったとの抗弁が認め

†1 専修学校京都コンピュータ学院
Kyoto Computer Gakuin

†2 京都情報大学院大学
The Kyoto College of Graduate Studies for Informatics

られないゆえ、留学生を保護する観点から、そうした授業が必要であった。この授業では興味のある日本人学生の受講も認められたが、結果的に受講生の9割以上が留学生となった。以後、例年、同様の比率構成で60名程度の受講生に対して授業を行った。留学生の国籍は、中国を中心にベトナム、ネパール、スリランカなどアジア諸国のほか、アフリカ、ヨーロッパなどと広範囲に分布している。

2016年度からは英語話者の学生もまじえて講義しており、2017年度から海外在住経験の長いトム忍足（筆者）も英語通訳の補助として入っている。

1.3 法令遵守の意識の薄い留学生の存在

授業を開始して筆者らが強く感じたのは、文化や社会体制の違いによる規範意識の差である。特に受講者である留学生の6割以上を占める中国人留学生の規範意識の違いが顕著であった。日本においては国民の法令遵守の意識は高いと言えるだろう。法令の内容いかんに関わらず、法令を遵守すること自体が倫理となっている。法令違反すること自体が倫理に反する行為であるという意識が強い。この常識は海外では通用しない。

筆者の一人がプログラミングの授業において、「著作権法を守る」ようにと伝えたところ、中国人留学生から「先生、私は中国人ですが日本の法律に従う必要があるのですか」という反応が帰ってきたという[8]。

さらに他の筆者も次のような経験をした。筆者が中国に行った際に驚いたのは、中国では横断歩道を渡っていても、クラクションを鳴らしながら平気で自動車が進んで来ることである。日本であれば歩行者優先で自動車は一旦停止するのが当然である。筆者はこれを交通ルールの違いとして理解し、中国では自動車優先の交通ルールが存在するものと考え、授業の中でもその話をした。すると中国人留学生の一人が挙手したので、発言を認めると、その留学生は次のように言った。「先生、交通ルールは日本も中国も同じです。ただ中国では、みんなルールを守らないのです。」周囲にいる中国人留学生からもその発言に対して異論の声は上がらず、一様にうなずいている。

また別の中国人留学生は、「中国人はなぜルールを守らないのか」というテーマでレポートを作成し、その原因として、以下の項目を挙げた。

- (1)人生の成功の基準はお金の多少で決まる、
- (2)信仰心の欠如（誰もみていなければ何をしてもいいという意識）
- (3)ルールの制定者がルールを守らない
- (4)バンドワゴン効果（みんなが守らないのだから自分もという意識）

なお、(4)について、筆者らの私見を追加するならば、議会制民主主義ではない政治体制の場合、制定された法規に自らの意思が反映されていないという感覚が強く、それも法規軽視の傾向を生むと推察している。

挙手した学生やレポートを作成した学生は、法令を遵守すべきという意識を有しており、留学生の中には、高い規範意識を有する者も少なくない。彼らはいわば優等生と言えるだろう。しかし彼らの指摘する中国社会の例からも明らかのように、文化や社会体制の違いによって規範意識に差があり、他の科目において他人の文章をコピー&ペーストしたものをレポートとして提出する例などの報告もあり、留学生の中には法令遵守の意識が乏しい者も相当数存在すると推察された。そのような者に、単に日本の法令やルール・マナーを伝えたとしても、馬耳東風となる恐れがあった。そこで「情報倫理特論」の授業を行うにあたり、この規範意識の相違を前提として、如何に筆者らが伝えたいメッセージを伝えるかが課題となった。

2. 留学生の意識調査

2.1 留学生の抱く日本人のイメージについて

受講者である留学生の規範意識の違いを感じた筆者らは、授業の最初の回において受講生に対して「日本と自国の文化の違いについて」感じたままレポートを書いてもらい提出をさせるようにした。授業の内容や進め方を考えるにあたって、まず受講生である留学生が日本についてどのようなイメージを抱いているのかを把握したいと考えた。その際、授業担当者である日本人である筆者らに遠慮して本音を書かないといけなかったので、①何を書いても成績には関係ないこと、②特に外国の人から見て日本の文化の悪い面があれば、それを指摘してほしい、と伝えた。

2017年前期の結果は、大半の留学生が「日本人の親切さ」、「規律性の高さ（交通ルール遵守や行列の様子など）」、「町や通りの清潔さ」等を挙げ、自国の社会と比較して日本社会の良さを強調した。これらのイメージは、大抵の日本人が日本社会に抱くセルフイメージに近いものと言えるだろう。元々、留学生の多くは、アニメを通じて日本に憧れや親近感を抱いており、留学先として選んだ国である日本に対して悪いイメージは、少ないのかもしれない。そんな中、幾つか、興味深い指摘もあったので、以下に掲げる。

レポート例1（中国人）

「日本人と中国人の考え方は違います。日本人は細かいことが好きで、とてもまじめです。中国人は細かいことや煩雑な仕事は好きではなくおろそかにしやすい。日本ではあまりはっきり自分の考えを伝えることは好まれません。中国の文化の中では、はっきり自分の意思を示すことがうまくやるコツです。」

レポート例2（中国人）

「日本人は中国人より互いに仲良く生活することができます。その一方で日本人と親しく付き合うことがちょっと難しいと思います。」

レポート例3（中国人）

「中国では、顔見知りではなくても、（マンションなどの）

隣に住んでいれば、気軽に声をかけるのだが、日本人は挨拶するのが限界のようだ。」

レポート例 4 (中国人)

「中国の青年の価値観は、集団本位から自己本位に移行。日本の青年は、勤勉だと思ふ人が多い。日本人は自国に満足している。しかし中国人にとっては敏感な問題が多い。不満感がある。」

レポート例 5 (スリランカ人)

「私の経験上、日本の人々は、他人に迷惑をかけないように心掛け、静謐な環境を生み出している。一方、スリランカでは、とても騒がしく、いつも活気に満ちている。」

レポート例 6 (ベトナム人)

「日本人は彼らの幸福よりも、仕事のために人生を捧げているように見える。あるいは、働くのが好きなかもしれない。どちらなのかわからない。日本人は一人での時間を楽しんでいるように見える。あまり他人と関わるのが好きではないように見える。」

レポート例 7 (中国人)

「中国と比較すると、日本人は個人が所属している集団に対する帰属意識が強い傾向がある。それに対して中国人は集団の中で個人の存在を強調する傾向がある。例えば、日本人は自己紹介すると「〇〇会社の〇〇です。よろしくお願ひします」と言うのが普通だが、中国人は「私は〇〇です。〇〇会社に勤めています」と言うことが多い。

これらの意見から浮かび上がってくるのは、とても親切で接しやすいが、深く付き合うのは難しい日本人というイメージ、あるいは、他人と協調し、集団に適応する能力は高いが、建前と本音は違って、本音はなかなか他人に見せようとしない日本人というイメージであろう。

2.2 意識調査に基づく対策

筆者らが経験した留学生の規範意識の違いや、意識調査の結果、浮かび上がった留学生の日本人に対するイメージを参考としながら、筆者らは留学生のための情報倫理教育をより効果的なものとするため、次のような対策を講ずることとした。

(1) 異文化尊重の姿勢の徹底

まず規範意識においても、文化的差異があることを大前提とし、異文化に接する際には、エスノセントリズム（自文化中心主義）に陥らぬように留意せねばならない。

(2) 普遍的なコンテキストで語る

留学生に対して、日本流の規範意識の押しつけとならないようにするためには、単に日本の法規範やマナーの解説を行うのではなく、より普遍的なコンテキストに基づいて、情報倫理に関する諸問題を論ずるべきだろう。

(3) 法令違反のデメリットの経調

留学生に対する自文化の押しつけにならぬような配慮を行うとしても、留学生による法令違反等のトラブルを回

避することに授業の目的の一つがあり、日本の法令を理解させ遵守させることが必要である。そのためには、法令違反をした場合の実際に生じるデメリットを理解させることが必要であろう。

なお筆者らは、意識調査を行うに際して、アンケート結果について統計的な処理を行うことはせず、レポートを自由に書かせて、その内容を吟味するという、定性的な調査を実施した。これには理由がある。留学生、なかでも中国人留学生の場合、アンケート等を実施した場合、自分の意見よりも、教員の思惑を忖度し、いわば模範解答を目指す傾向がみられる。そのため、あえてレポートを書かせて、真意や傾向性を読み取るという方法を採用したものである。

3. 実践結果の報告

異なる文化的コンテキストを有し、特に規範意識に関して日本人と異なる留学生を対象として、伝えるべきメッセージを効果的に伝えるために、筆者らは「情報倫理特論」において、具体的には次のような方法を採用して実践した。その結果の概要を次に述べる。

3.1 エスノセントリズムの回避

規範意識においても文化的差異があることを大前提とし、クロード・レヴィ=ストロースの著作[9]を紹介しながら、エスノセントリズム（自文化中心主義）について説明を行い、異文化に接する際には、エスノセントリズム（自文化中心主義）に陥らぬように留意せねばならないと強調した。そのうえで、この授業では、日本社会における規範を主たるケースとして取り上げるが、自国の制度と比較し、自らの視野を広げるための一助としてほしいと強調した。

さらに筆者ら日本人に対して留学生が抱いているイメージが、日本人は本音と建前を使い分けるといったものであるとすれば、授業担当者の本音を強調するような授業のほうが適しているのではないかと考え、この授業では、情報倫理に関する諸問題を扱う際に、様々な見解を紹介することで客観性を担保しつつ、特に意識して自らの見解を開陳するように心がけた。

3.2 古典を用いた授業の展開

単に日本の法規範やマナーの解説を行うのではなくより普遍的なコンテキストに基づいて情報倫理に関する諸問題を論ずるべきと考える筆者らが、そのための方法として採用したのは、授業資料として古今東西の古典と言われるようなテキストを極力引用しながら語るというものである。

単に法やルールを伝えるのではなく、そもそもどのような基準で善悪や正義を判断するのかという点にまで遡って考えるため、古今東西の古典を素材としながら、様々な人間観や倫理観を紹介し、自らの価値基準を考察させるようにした。そうした議論と現行法令やその他ルールの意義を結び付けながら、その遵守の必要性について考えさせた。

この点については、第4節で詳細の報告を行う。

3.3 京都府警による授業の実施

法令違反を行った場合にどのようなデメリットがあるのかを実感させる方法として筆者らが採用したのは、法令違反を取り締まる立場である京都府警察に協力を要請し現職の警察官をゲスト・スピーカーとして招くという方法である。

幸いにして京都府警では、留学生を法令違反事案から守るための啓蒙活動に積極的であり、ネット犯罪を中心に留学生が巻き込まれやすい事案について解説してもらった。

不正アクセスによるインターネットバンキングの不正送金事件での現金引き出し役やネットショッピングでのクレジットカード詐欺等事件での詐欺金品の受取役で留学生が検挙された事例の話は、留学生にとっては、非常に興味深いようであった。処罰されることもあるのだという実感を与えることは、効果的であったと思われる。

なお授業終了後の、講演者を囲んでのコーヒーアワーには多数の留学生が参加した。留学生の多くが、何かあれば頼りになる存在として日本の警察を見ている印象があり興味深かった。

3.4 3つの実践の相互関係について

なおこれら3つの実践の相互関係について述べれば、まず留学生に接する際の前提として、文化間の差異を踏まえ、異文化を尊重する姿勢を明示(エスノセントリズムの回避)しつつ、東西の古典を引用しながら、より普遍的な視点で情報倫理の問題を論ずることとし(古典を用いた授業の展開)、さらに留学生による違法行為の抑止という現実的課題を満たすために、ネット犯罪等の日本における規制当局である警察からゲストスピーカーを招き、留学生が巻き込まれやすい事例などの紹介する回を補充的に設ける(京都府警による授業の実施)という関係になる。即ち、「古典を用いた授業の展開」が主たる実践であるのに対して、「エスノセントリズムの回避」は前提的・予備的な実践であり、「京都府警による授業の実施」は補充的な実践といえる。このような複合的な実践を行うことで、留学生に対する情報倫理教育の効果の向上を図ったものである。

4. 古典を用いた授業の展開

4.1 古典を用いて授業を行う意義

一般的に日本人の場合、法令の内容如何に関わらず、法令違反すること自体が倫理に反するという意識が強い[10]。それが行き過ぎると、悪法であっても遵守せねばならず、それを批判することさえも、倫理に反するということにもなりかねない。しかし、通常、法規範は改廃可能な、即ち可変性のある規範であり、将来に向けて、あるべき法のあり方を議論する自由を確保することも必要である[11]。そうした議論を可能とするために大切なのは、倫理的な尺度を持つことである。こうした考えから京都コンピュータ学院で「情報倫理」を担当する際に、倫理学や哲学・思想の

古典に題材を求めながら、様々な人間観や倫理観を紹介するようにした。

この方法を留学生に対する授業においても踏襲したが、古典を用いるこの手法は、留学生、なかでも中国人留学生には、効果的であると筆者は考えた。筆者によれば、中国文化は古典を重んずる傾向が強く、時の権力者の創作にすぎない法規範に対しては尊重しない姿勢をみせる者でも、古典に書かれている内容については尊重する。従って古典を題材にとり、その内容に照らし合わせて、法規範の妥当性を解説するようなアプローチをとれば、法令遵守の意識に乏しい留学生に対しても、説得的な議論が可能なのではないか。なお中国文化にみられる古典尊重の姿勢は、孔子が自らの姿勢について語った「述べて作らず」という言葉にも伺える。中国文学の碩学である吉川幸次郎氏は次のように指摘している。「述べるということは、前の人のいった言葉を祖述するということです。作らずということは創作しないということです。自分は、自分自身の言葉ではいわない。述べて作らず、それで孔子は五経を編集して、それを教科書にした。それから司馬遷だってそうなんですよ。選択なんですよ。」[12]

4.2 具体例

(1) 様々な人間観・倫理観の呈示

この授業では、例えば、中国古代の諸子百家の様々な思想家の人間観を概観しながら[13]、社会の秩序を維持するためには、信賞必罰の法家のように法(罰則)を用いて規制することが必要なのか、あるいは儒家のように礼や道徳を重視して、それらによって統治するのか、あるいは、老子のように道徳を否定し無為自然を唱えるべきなのかと学生に問いかけ、様々な人間観を図1のような整理をして呈示した。

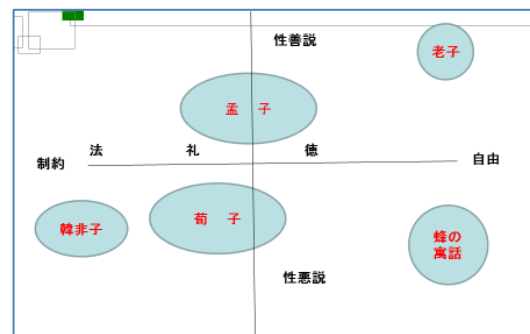


図1 東洋思想のまとめの例

(2) 善と正義という二つの倫理的な尺度の呈示

また西洋の倫理学における代表的な倫理思想の紹介[14]も行った。その際、まずアリストテレスの倫理思想を取り上げ[15]、善と正義という二つの倫理的な尺度があることを紹介し、善に関する代表的な倫理思想として以下のものを概観した。

- ・ 功利主義[16]
- ・ 動機説(カント)[17][18]

・徳倫理学

これらの倫理説の関係について図2を使って説明した。さらに正義については、社会的な富を如何に分配すべきかが大きなテーマになっていることを伝え、ジョン・ロールズの正義論[19]について紹介した。

こうした内容の講義を全15回のうち2回程度で行う。

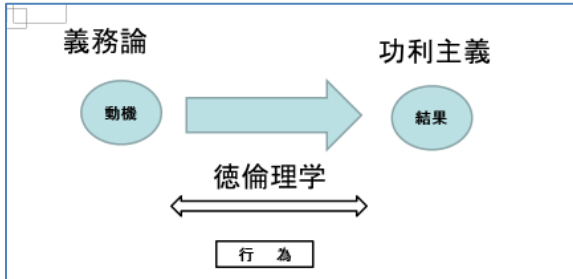


図2 義務論と功利論

4.3 情報倫理の諸問題への展開

筆者らは、様々な人間観や倫理観の呈示を行いながら、それを情報倫理の諸問題の考察に適用するように心がけた[20]。つまり、現行の法令を解説する際に、これらの倫理観をメタレベルの基準として用いて、その法令の妥当性を論じる、あるいは、情報倫理の様々な問題について論じる際に、これらの倫理観に準拠して、多角的に検討するように工夫した。以下、その具体例である。

具体例1

諸子百家を例にとりながら、様々な人間観を紹介した際に、そうした説明をしたうえで、ネット上の品位を欠く表現に対して罰則を用いて規制すべきか否かという、情報倫理プロパーの問題を呈示し、自らの人間観に照らしながら見解を述べさせる。

具体例2

他人の著作物について無断コピーを禁止する著作権法の規定の妥当性について、功利主義的、動機説、徳倫理学それぞれの立場から見て、どう考えることができるのか。表現やアイデアを特定の人間に独占させる知的財産権法は正義の観点から見て妥当なのか、そうした法制度が必要とされるのはなぜか、なぜ遵守する必要があるのか、見解を述べさせる。

具体例3

ネットでの発言によって誹謗中傷が行われた場合、その削除はどのような基準で認められるべきか。それぞれの倫理説ではどのように考えることになるか、プロバイダ責任制限法の定める削除の基準は、倫理的な観点から言えばどのような評価が可能であるか、見解を述べさせる。

具体例4

エンジニアや研究者としての倫理に関して、具体的な問題の倫理的妥当性について考える際に、動機・行為態様・結果という多角的な視点から考え、見解を述べさせる。

4.4 知的財産権をなぜ守るのか

知的財産権制度に関して筆者らが行った説明の概要を述べる。

他人の表現やアイデアの盗用を禁止する著作権法や特許法等の知的財産権法について考える際に、筆者らは有体物と無体物の比較から説き起こし、無体物である知識は万人による共有が可能であるのに、なぜ知的財産権法は知識の独占を特定人に認めるのかという問題設定を行った。

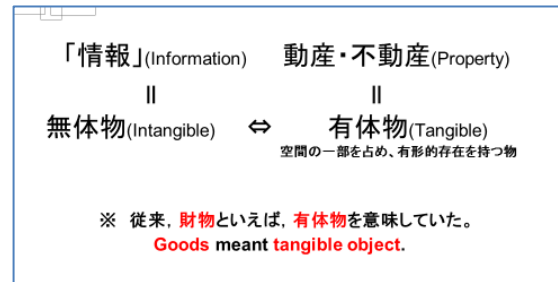


図3 無体物と有体物

そのうえで、現状の知的財産権制度は、倫理的観点からみて論理必然性があるといえるか、ジョン・ロックの説やそれに対するノージックの批判などを紹介した。実は、知的財産権制度が普遍的な倫理の観点から言えば、その正当性を説明することが困難であり、むしろ時代や社会の違いが反映される産業社会政策的な意味合いが強い制度ではないかと指摘した。

日本や欧米のような先進国では知的財産権制度は必要とされるだろうが、国民の多くがエイズなどに罹患し、自ら医薬品の開発能力もないような国においては、特許制度は不要であり、むしろ人命救済において障害となる事例を紹介した。[21]

そうした説明の後、日本では知的財産権制度が尊重されていることを説明し、ある国において、知的財産権制度が遵守されているか否かは、その国が先進国であるか否かを図る一つのメルクマールとなるのではないかと問題提起を行った。

このような流れで知的財産権制度についての解説を行ったが、この方法は、中国の留学生には、特に響いたようである。この点についてレポートを書かせると、知財制度が遵守されていない母国の現状を嘆きながらも、今後は改善されるという見通しを述べる中国人留学生が多かった。

ともすると情報倫理の授業では、知的財産権制度自体が倫理であるとの前提で、説明してしまい勝ちであるが、古典等を通じて得た倫理的尺度を用いて考察すると、その前提が危ういものであることが明らかとなる。それに対して、あなたの母国は発展途上国か先進国か、という問いは、まったく倫理的な問いではないが、もともと社会政策的色彩の強い知的財産権制度の遵守を促す際には、期せずして効果的であったようである。

5. まとめ

5.1 成果と今後の課題

筆者らの工夫により、文化的コンテキストや規範意識の違いを前提としながら、日本社会における情報倫理について論じることが一定程度できつつあると考える。授業中に活発に議論に参加する留学生も見られ、授業外でも質問や自ら問題提起してくる留学生も見られる。例えば、「私は自由な生活が望ましいです。自宅で大きな声で話すと隣の日本人は警察に通報して警察官がすぐやってきます。とんでもないルールがたくさんあります。」と日本での生活に対する違和感を率直に表現して書いてくる学生もいた。

その一方で十分に議論に参加してこない者も散見され、授業を通じたコミュニケーションには、より一層の広がりや深まりが求められるであろう。そして、さらに議論が深まれば、文化や規範意識の違いによる見解の対立なども見られることになるに違いない。率直な議論の確保という意味では、まだ充分とは言えず、今後の課題である。

5.2 最後に

上述のとおり留学生に対する情報倫理教育は、異文化コミュニケーションの実践である[22][23]。この授業を通じて感じるのは次のことである。今後さらに情報関連技術等の発展により、多言語対応が可能となってくると、否が応でも異文化コミュニケーションの必要性は増大するであろう。その増加に基づいて文化の差異等に基づく、誤解や軋轢などの問題がより一層顕在化することになるに違いない。異文化コミュニケーションは、それ自体が実は情報倫理の大きなテーマである。留学生に対する情報倫理教育は、このテーマについて深める機会と言える。今後さらにその実践を継続し、その結果を報告したい。

謝辞

この研究の一部は科学研究費 15K01099 の補助を受けており謹んで感謝の意を表する。

参考文献

- [1] 林周二，“日本型の情報社会”，東京大学出版会，1987，231p.
- [2] (a)Deborah G. Johnson, 水谷雅彦（訳），江口聡（訳），“コンピュータ倫理学”，オーム社，2002，342p. (b)Deborah G. Johnson, “Computer Ethics”，Prentice Hall 4th ed., 2008, 216p.
- [3] (a)Jeff Jarvis, 関美和（訳）“パブリック 開かれたネットの価値を最大化せよ”，NHK 出版，2011，352p. (b) Jeff Jarvis, “Public Parts: How Sharing in the Digital Age Improves the Way We Work and Live”，Simon & Schuster, 2011, 274p
- [4] (a) Lawrence Lessig, 山形浩生（訳），柏木亮二（訳），“Code - インターネットの合法・違法・プライバシー”，翔泳社，2001，530p. (b) Lawrence Lessig, “Code and other laws of Cyberspace”，Basic Books, 1999, 320p.

- [5] 川合慧（編）“情報”，東京大学出版会，2006，275p.
- [6] 尾田幸雄，“倫理学”，学陽書房，1991，211p.
- [7] 田中成明“法理学講義”，有斐閣，1994，430p.
- [8] 江見圭司，湯下秀樹，“留学生のための情報倫理”，情報処理学会，研究報告コンピュータと教育，2015-CE-131(8), pp.1-4.
- [9] (a)クロード・レヴィ=ストロース，大橋保夫（訳），“野生の思考”，みすず書房，1976，408p. (b)Claude Levi-Strauss, John Weightman（英訳），Doreen Weightman（英訳），“The Savage Mind” Univ of Chicago Pr, 1966, 310p. (c)Claude Levi-Strauss, “La Pensee Sauvage”，Forgotten Books, 1962, 418p
- [10] 川島武宜，“日本人の法意識”，岩波書店，1967，208p.
- [11] 碧海純一，“法と社会 - 新しい法学入門”，中央公論社，1967，200p.
- [12] 吉川幸次郎・梅原猛，“詩と永遠”，雄輝社，1967，255p. 岩崎武雄，“カント”，勁草書房，1996，298p.
- [13] 宇野哲人，“中国思想”，講談社学術文庫，1980，320p.
- [14] 岩田靖夫，“ヨーロッパ思想入門”，岩波書店，2003，244p.
- [15] (a) A.マツキンタイヤー，深谷昭三（訳），“西洋倫理学史”，以文社，1992，397p. (b) Alasdair MacIntyre “A Short History of Ethics”，University of Notre Dame Press, 1998, 304p.
- [16] 一ノ瀬正樹，“功利主義と分析哲学”，財団法人放送大学教育振興会，2010，277p.
- [17] 岩崎武雄，“カント”，勁草書房，1996，298p.
- [18] (a)カント，中山元（訳），“道徳形而上学の基礎づけ”，光文社古典新訳文庫，2012，250p. (b)Immanuel Kant, Mr. Allen W. Wood（英訳，編集）“Groundwork for the Metaphysics of Morals”，Yale University Press, 2002, 224p. (c)Immanuel Kant, “Grundlegung Zur Metaphysik Der Sitten”，Meiner, 1999, 126p.
- [19] 川本隆史，“ロールズ 正義の原理”，講談社，1997，303p.
- [20] 白田秀彰，“情報モラル教育とは何のことか倫理問題再編”，情報教育シンポジウム 2009 論文集，2009，p.1.
- [21] (a)マイケル・サンデル，鬼澤忍（訳）“これから「正義」の話をしよう”，早川書房，2010，380p. (b)Michael J. Sandel, “Justice: What’s the Right Thing to Do?”，Farrar Straus & Giroux, 2010, 308p.
- [22] (a)Michael Walzer, 芦川晋（訳），大川正彦（訳），“道徳の厚みと広がり - 我々はどこまで他者の声を聴き取ることができるか”，風行社，2004，233p. (b)Michael Walzer, “Thick and Thin: Moral Argument at Home and Abroad”，University of Notre Dame Press, 1994, 120p.
- [23] 池田理知子，エリック・M. クレーマー，“異文化コミュニケーション入門”，有斐閣，2000，261p.
- [24] 倉地暁美，“対話からの異文化理解”，勁草書房，1992，263p.